

令和7年4月以降の「農地貸借」の方法が変わります

公益財団法人徳島県農業開発公社

(徳島県農地中間管理機構)

住所 徳島市北佐古一番町5-12

電話 088-624-7247

令和5年4月の「農業経営基盤強化促進法」等の改正により、令和7年4月から、これまで実施してきた利用権設定による「相対の農地貸借」が終了し、「農地中間管理機構（以下、「機構」という。）」が間に入った「3者による農地貸借」に切り替わることとなりました。（ただし、農地法第3条による「農地の貸借」は引き続き可能です。）

1 手続きに要する審査期間

これまでの「約2か月」から「約3か月程度」かかるようになる予定です。

2 契約期間

これまでの「相対の農地貸借」では、「1年更新」が可能

↓

「機構」を介しての「農地貸借」の場合は、

「基本10年」、「最短でも3年」となります。

（双方の合意により「途中解約」も可能です。解約には手続きが必要となります。）

3 賃料の支払方法・支払時期

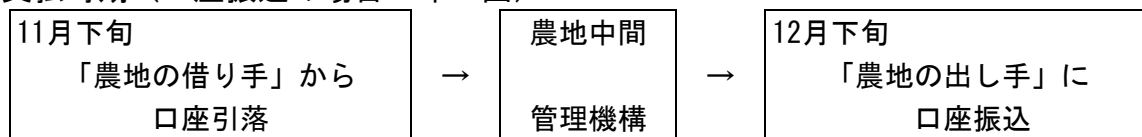
(1) 賃料の支払方法

次のいずれかの方法を選択できます。

- ① 機構を通じた「口座振替」、「口座振込」 ※手数料はかかりません
- ② 機構を経由しない「賃料又は物納品（米に限る）」の「直接やり取り」

※②の「直接やり取り」を選択された場合、トラブル等が発生しても「機構」は関与しませんので、出し手・借り手の双方で解決してください。

(2) 支払時期（口座振込の場合：年1回）



例：R7.8月に認可された3年契約の場合 R7、R8、R9の11月下旬引落、12月下旬支払
R7.9月に認可された3年契約の場合 R8、R9、R10の11月下旬引落、12月下旬支払
（支払時期が1年ずれるだけで、契約期間の賃料の支払金額の総額は同じです。）

4 3者契約への切り替え時期について

「相対の農地貸借」の契約期間が満了するまでは、現契約は有効です。

※次の契約更新から「3者契約」に切り変わります。